

卸売市場法の一部を改正する法律案要綱

第一 卸売市場における適正な品質管理の推進

- 一 卸売市場における物品の品質管理の高度化のための措置を卸売市場整備基本方針、中央卸売市場整備計画及び都道府県卸売市場整備計画の記載事項とすること。

(第四条第二項第三号、第五条第二項第四号及び第六条第二項第三号関係)

- 二 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法を中央卸売市場の業務規程の記載事項とすること。

(第九条第二項第五号関係)

第二 卸売市場の再編の円滑化

- 一 卸売市場整備基本方針において卸売市場の適正な配置の目標を定めるに当たっては、卸売市場の再編について配慮しなければならないものとともに、その運営の広域化又は地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称を中央卸売市場整備計画の記載事項とすること。

(第四条第三項及び第五条第二項第二号関係)

- 二 中央卸売市場整備計画で定められた運営の広域化を推進することが必要と認められる中央卸売市場に

ついて、開設者の地位の承継ができるものとする。

（第十三条の三第一項関係）

三 中央卸売市場整備計画で定められた地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の開設者又は当該開設者から当該中央卸売市場の施設に係る権原を取得し、地方卸売市場を開設しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けて、当該中央卸売市場を地方卸売市場に転換することができるものとする。

（第十三条の五関係）

四 三による転換後の地方卸売市場に係る業務規程で定められた取扱品目に係る取扱品目の部類が転換前の中央卸売市場の卸売業者についての許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいる場合には、当該卸売業者は、当該地方卸売市場において卸売の業務を行う者として許可を受けたものとみなすものとする。

（第十三条の六関係）

第三 中央卸売市場における卸売業者等の業務に関する規制の緩和

一 卸売業者が兼業業務を営もうとする場合、他の法人に対する支配関係を持つに至った場合等の届出義務を廃止するとともに、農林水産大臣等の卸売業者に対する改善措置の勧告の対象から当該卸売業者が支配関係を持っている法人の業務又は会計に関するものを削除するものとする。

(第二十三条、第二十四条第四号及び第五号並びに第五十一条第三項関係)

二 卸売業者が、開設区域内においては、その許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等の卸売その他の販売をしてはならないとする規制を廃止するものとする。

(第三十五条関係)

三 仲卸業者が、開設区域内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についての販売の委託の引受け等の行為をしてはならないとする規制を廃止するものとする。

(第四十四条関係)

四 卸売業者が、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならないとする規制を廃止するものとする。

(第三十八条関係)

五 開設者が、農林水産省令で定める基準に従い業務規程で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する取引方法等により生鮮食料品等の卸売をすることについて、当該中央卸売市場における効率的な売買取引のために必要であり、かつ、取引の秩序を乱すおそれがないと認めた場合は、市場外にある生鮮食料品等の卸売ができるものとする。

(第三十九条第二号関係)

六 卸売業者が、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないとする規制を廃止するとともに、開設者は委託手数料に関する事項のうち農林水産省令で定めるものを業務規程で定めなければならないものとするものと。

（第九条第二項第四号及び第四十一条関係）

第四 中央卸売市場の卸売業者による取引情報の公表内容の充実

卸売業者による卸売予定数量等の公表について、農林水産省令で定める区分ごとに行わなければならないものとともに、卸売開始前の公表について、農林水産省令で定める事項を公表事項として追加するものとする。

（第四十六条の二関係）

第五 中央卸売市場の仲卸業者の財務に関する改善命令の基準の明確化

開設者は、仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として業務規程で定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができるものとする。

（第五十一条第四項関係）

第六 その他

- 一 中央卸売市場の開設者の市況等に関する報告義務を廃止すること。
(第四十七条関係)
- 二 農林水産大臣が合併等について認定をした場合に登録免許税の軽減の対象となる者として、仲卸しの業務を行う者を追加するものとする事。
(第七十三条第一項関係)
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする事。ただし、第三の六の業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないとする規制を廃止することに関する部分については、平成二十一年四月一日から施行するものとする事。
(附則第一条関係)

二 中央卸売市場の業務規程に関する経過措置

- (一) 中央卸売市場の開設者は、改正後の卸売市場法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、農林水産大臣に対する認可の申請をしなけ

ればならないものとする。

（附則第五条第一項関係）

（二） 中央卸売市場の現行の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までは、改

正後の卸売市場法第三章の規定により定められた業務規程とみなすものとする。この場合において、現行の業務規程と同章の規定が抵触する場合には、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しないものとする。

（附則第五条第二項関係）

三 その他

この法律の施行に伴う経過措置を整備すること。